

第1章

計画の基本的事項

1 八王子市みどりの基本計画とは.....	2
(1) 「みどりの基本計画」とは.....	2
(2) 中間改定の趣旨.....	2
(3) 本計画の“みどり”とは.....	3
(4) 計画の位置づけ.....	4
(5) 計画の期間.....	4
2 みどりの機能.....	5

1 八王子市みどりの基本計画とは

(1) 「みどりの基本計画」とは

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画」で、「緑地の保全及び緑化の推進」、「都市公園の整備及び管理の方針」、「生産緑地地区の保全」などの事項を総合的かつ計画的に実施するための、緑とオープンスペース※に関する総合計画です。

「八王子市みどりの基本計画」は、上記事項を踏まえて八王子市が策定する計画で、みどりに関する各種施策を総合的・体系的に取りまとめています。

この計画に基づき、市内のみどりの保全、緑化の推進及び都市公園の整備や管理などを図ることで、みどりを活かした豊かなまちづくりの推進を目的としています。

(2) 中間改定の趣旨

本市では、令和2年（2020年）3月に「八王子市みどりの基本計画」を策定し、みどりの「質の向上」、「量の確保」、「パートナーづくり」を基本方針とし様々な施策を展開してきました。

この間、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）向上等の課題解決に向けて、みどりの持つ機能への期待が高まっています。本市は、生物多様性の豊かな恵みを将来にわたり享受し続けるため、令和6年（2024年）3月に「第3次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略」を策定しました。みどりの質の向上に取り組み、私たちが自然や生活文化を通して暮らしのなかで受け取る生態系サービスを維持する取組が必要です。

また、まちづくりの視点において、市街地における緑化や公園の整備、これまで残されてきたまとまりのあるみどりの保全など、みどりの量を確保する取組も引き続き必要です。令和6年（2024年）11月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行されたほか、本市は、令和7年（2025年）1月に「都市計画マスタープラン（第3次）」を策定し、民間の産業振興や地域経済の活性化とみどりの適正な管理・保全を両立する取組が必要となっています。

さらに、少子高齢化などを背景にみどりの保全の分野でも担い手の確保は喫緊の課題となっています。本市だけの取組にとどまらず、地域の活動団体や事業者、行政間の協働・共創の取組を強化し、多様な主体がそれぞれの強みを活かしてみどりを育み・守る人材の確保・育成に取り組んでいかなければなりません。

こうしたみどりに関する社会情勢の変化を捉えた国等の動向や市を取巻く状況の変化を踏まえ、中間改定を行いました。なお、「基本理念」、「基本方針」は改定前の計画を踏襲しています。今後も、本市のみどりの特色を活かし、その機能に配慮した取組を行うとともに、市民・事業者との協働によるみどりの保全や活用を進めます。

※緑とオープンスペース：国土交通省による「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開（H28.5）」においては、「都市公園、都市公園以外の公共施設緑地（河川緑地、街路樹、市民農園、庁舎・公営住宅等の植栽地）、民間施設緑地（公開空地、民間施設の屋上緑化等）、法律や条例等により保全されている地域性緑地（特別緑地保全地区、生産緑地地区、市民緑地、協定による緑地の保全地区等）を包括する概念として位置づけ」として定義しています。



(3) 本計画の“みどり”とは

本計画での「みどり」は、樹木や草花のほか、樹林地、草地、公園、農地、水辺地などとそれらが一体となって構成されている『自然的空間』と定義します。

これらのみどりには、下記のような多様な要素が含まれます。

- ・自然の動植物などの生きもの、まちに潤いを与える木々や花など
- ・公園、森林、農地、水辺地などの緑被地やオープンスペース
- ・生きもの相互や地形、土壌、水、大気、気象、人為など周囲との関係のもと成立している生態系
- ・レクリエーション、防災、大気汚染や騒音の防止、水質の保全、気象の緩和などの機能を持つ空間
- ・快適さ、やすらぎ、美観、愛着、八王子らしさなどの人の意識や活動、生活と関わる景観

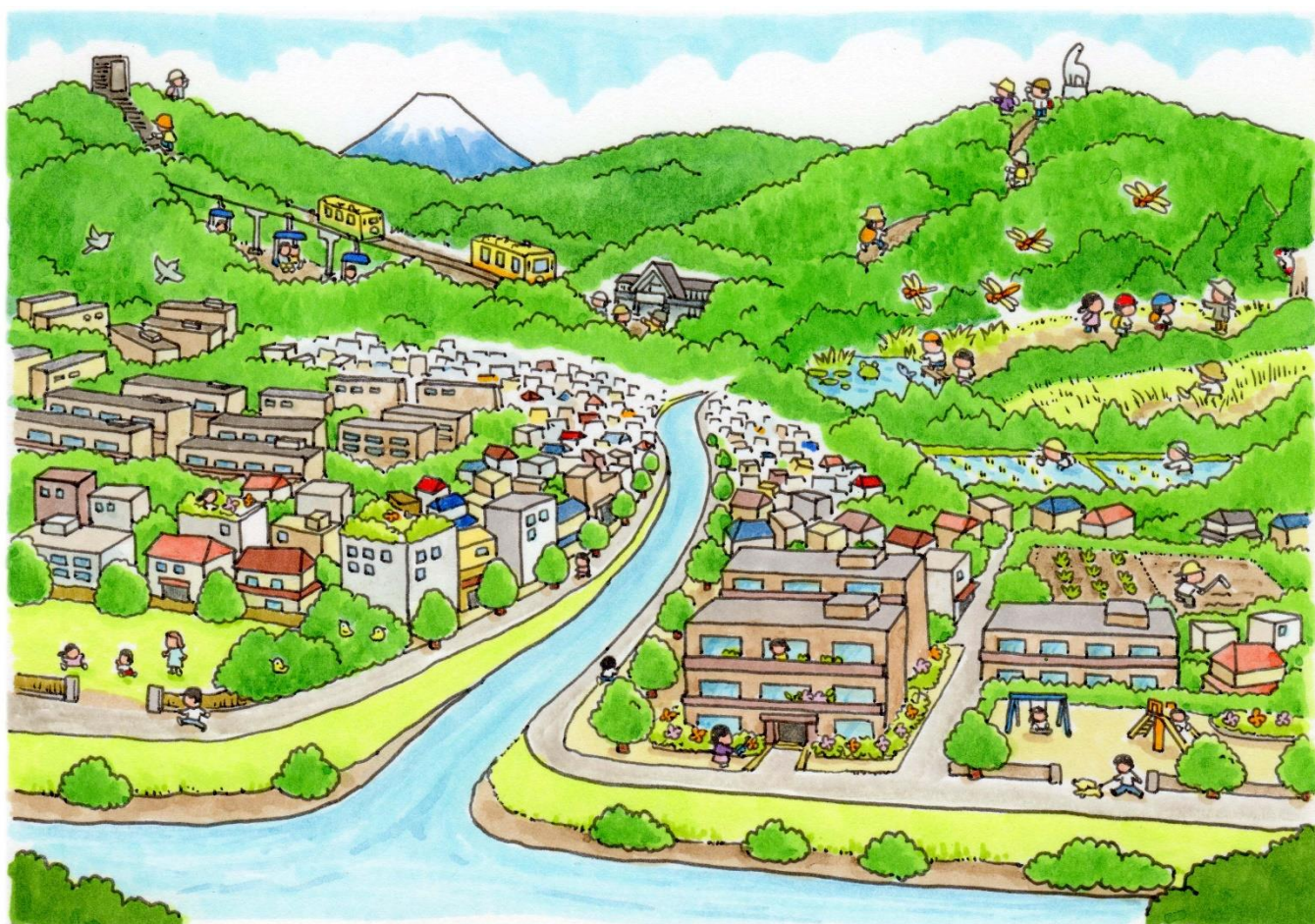


図. みどりのイメージ

(4) 計画の位置づけ

本計画には、調和・整合を図るべき上位計画として、「第3次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略」、「第3次八王子市都市計画マスタープラン（都市づくりビジョン八王子）」があります。また、第3次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略の個別計画であり、連携を図るべき関連計画として、「八王子市水循環計画」、「八王子市地球温暖化対策地域推進計画」、「循環型都市八王子プラン（ごみ処理基本計画・清掃施設整備計画）」があります。

その他、東京都と合同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」や「緑確保の総合的な方針（改定）」などと整合を図る必要があります。

上位計画における主な関連キーワード

「地域自治と協創」、「地域コミュニティ活動の活性化」、「子供が健やかに育つ地域づくり」
「災害に強い都市基盤整備」、「人と自然が共生したまちづくり」、「豊かな自然の次世代への継承」

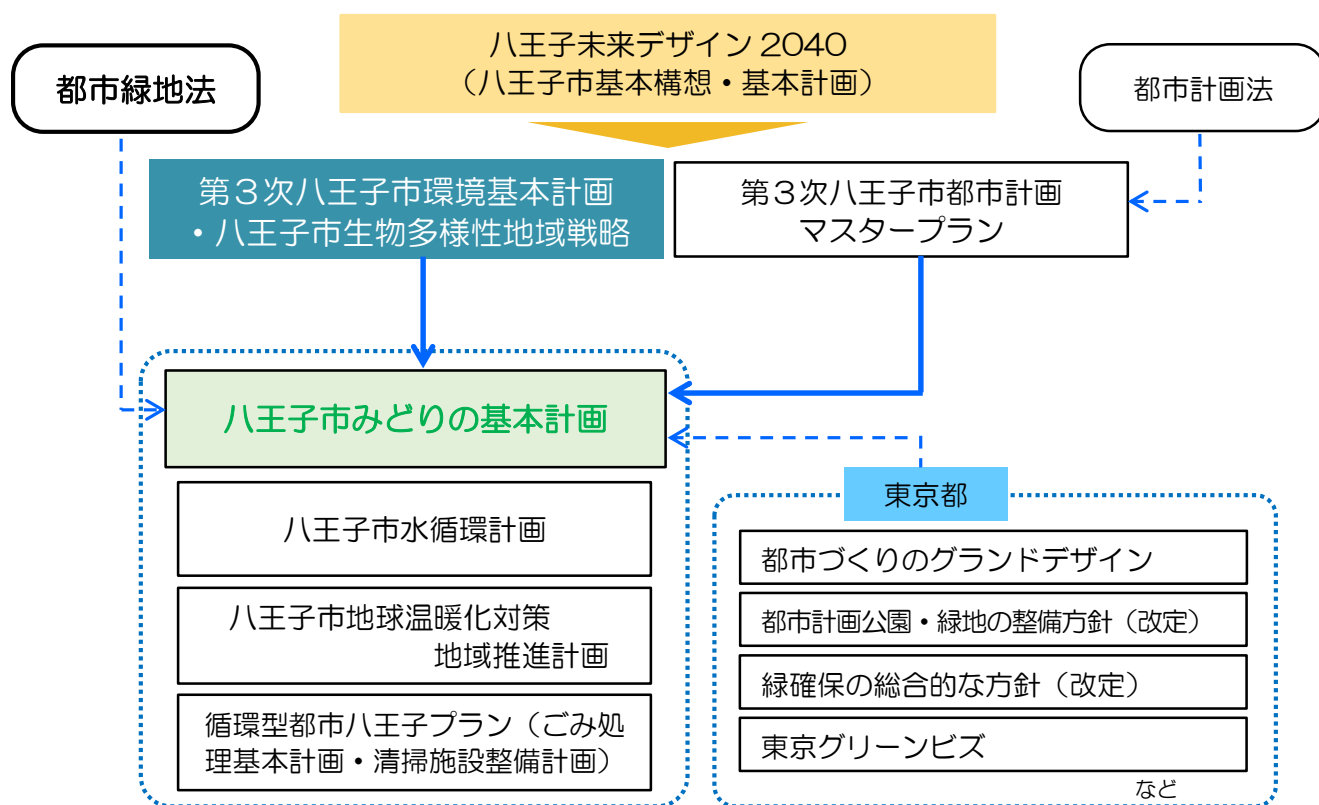


図. 八王子市みどりの基本計画の位置づけ（一部抜粋）

(5) 計画の期間

計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。なお、計画期間中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況などに合わせて、必要に応じた見直しを行うこととします。



2 みどりの機能

みどりは大気の浄化や二酸化炭素の吸収など、それ自体が持つ直接的な機能に加え、社会生活と深い関わり合いの中で形成される間接的な機能など、多面的で複合的な機能を多く有しています。これらの機能は私たちの生活や生きものが生存するための基盤となるだけでなく、生活の質（Quality Of Life: QOL）の向上や都市の魅力を高めるなど、まちづくりにも欠かせない要素です。

本計画では、多種多様なみどりの機能を大きく以下の6つに整理しています。

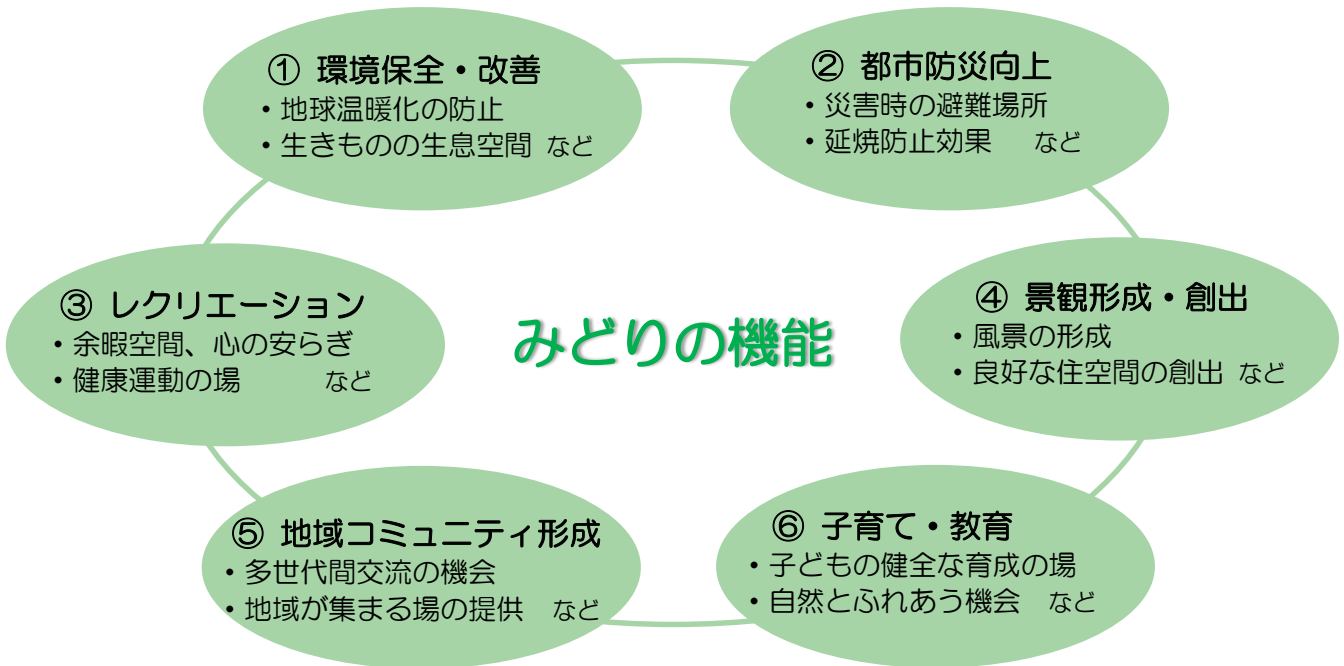


図. みどりの6つの機能

① 環境保全・改善

まちなかの植物は、水分の蒸発や日かげを作ること、周辺の気温を下げ、河川や樹林地に沿って涼しい風が運ばれることなどにより、都市のヒートアイランド現象を緩和する効果があります。

さらに、植物は、二酸化炭素吸収源であることから地球温暖化軽減の観点から重要であるとともに、雨水を蓄えて地下水を調整するなど健全な水の循環にも役立っています。

また、森林、里山、河川、田畑など多様な自然環境は様々な生きものの生息・生育環境の基盤となっており、生物多様性を確保する上でも重要です。



二酸化炭素吸収源や
生きものの生息・生育場所になる樹林地

② 都市防災向上

みどりは、震災などの災害時には避難の場所や復旧復興の拠点として活用されます。また、公園や農地などのまとまったスペースや生け垣などの植栽帯は、火災発生時の延焼防止や遅延の効果を有しています。

また、通常時には農業用水として活用される防災兼用井戸は、災害時に生活用水を供給することで被害の軽減に役立ちます。



避難場所としての公園

③ レクリエーション

みどりは、運動やスポーツの場を提供することで、市民の健康の維持や増進に寄与します。また、散歩やお花見など様々な余暇活動を通じて、心身のやすらぎやリフレッシュ効果をもたらしてくれます。

さらに、特徴あるみどりは、地域の特色としても重要な観光資源となり、人々が楽しめる場やまちの賑わいの創出などにも寄与しています。

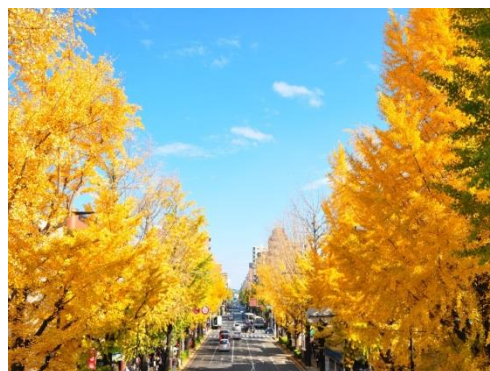


スポーツ施設が整備された公園（上柚木公園）

④ 景観形成・創出

人の生活や歴史と一体となって形成されているみどりは、都市の景観を特徴づけます。また、季節を感じることもできるみどりやみどりによる美しい街並みは、まちの印象を向上させる効果があります。

さらに、地域のシンボルとなるみどりは、地域の魅力向上にも貢献します。



甲州街道のイチョウ並木（八王子景観100選）



⑤ 地域コミュニティ形成

みどりは、日ごろからコミュニケーションの場となることで地域のコミュニティを醸成します。

さらに、みどりを利用した市民主体のお祭りや催し事、ボランティアによる維持管理などの活動は、地域住民の交流を活性化し、新たなコミュニティの形成にも寄与します。

また、地域の共有財産であるみどりを通じた交流により、地域への愛着心向上や防犯機能の向上にも役立ちます。



みどりの活動を通じた交流

⑥ 子育て・教育

みどりは、子どもの遊び場や身体を動かすことのできる貴重な場です。また、自然体験が豊富な子どもほど自律性・協調性が備わる傾向があるなど、子どもの健全な育成に寄与します。

みどりは、環境教育・環境学習などの自然とふれあい、体験しながら学ぶことのできる場となることで、次世代を担う子どもたちのための貴重な学習の場としての役割を發揮します。



みどりとふれあう環境学習

このようにみどりは、それらが持つ多様な機能を活かしながら持続可能な社会を形成する「グリーンインフラ※」として効力を發揮します。

また、みどりは、平常時にはレクリエーションや子育ての場として活用できるものが、災害時には避難の場所に活用されるなど、多様な機能を同時に發揮できることが最大の利点です。さらに、里山の適正な管理によって生物多様性が豊かになり、その結果、環境教育の場としての価値が向上するなど、人の積極的な利活用により、みどりの価値が向上するといった相乗効果もあります。

今後の緑とオープンスペースに関わる政策では、これらの機能を地域の実情に応じてより効果的に發揮させることが求められます。

※グリーンインフラ：国の国土形成計画において、グリーンインフラは「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」として定義しています。



【グリーンインフラの取組】

みどりは、「みどりの機能」で紹介したように、気温上昇の抑制や生きものの生息・生育の場、防災、良好な景観形成など、それ自体が様々な機能を持っています。加えて、健康増進やコミュニティ形成、環境教育、地域のブランディングなど、様々な活動の場としての機能も持ち合わせています。

一方で我が国では、近年の社会的課題である人口減少や社会資本の老朽化、都市部の気温上昇など地域の複数の課題に対して統合的な解決が求められています。

そのため国では、「自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」を「グリーンインフラ」としてまとめました。グリーンインフラの取組は「自然環境が有する多様な機能を活用しつつ、多様な主体の幅広い連携のもとに行うもの」とされており、この概念を社会資本整備や土地利用などを進める際の検討プロセスに組み込み、地域の課題の解決と持続可能で魅力的な社会の実現に貢献することを目指しています。

例えば、地域住民による緑地の維持活動や市民農園での農作業体験など、多様なみどりの活動により緑地や農地の保全が図られることで、集中豪雨や気温上昇への対応策となることに加え、地域コミュニティの形成や、外出し体を動かす機会の創出による心身の健康増進が期待されるなどが、グリーンインフラの取組とその効果としてあげられます。

このように、今後のまちづくりにおいては、従来のような単に「みどり」だけの保全を考えるのではなく、複数の地域課題を同時解決する手法として、みどりをうまく保全・活用しながらより効果的な機能の発揮ができるように、複合的な視点での取組が必要です。

